

令和6年

駒ヶ根市教育委員会 第6回定例会

会 議 録

駒ヶ根市教育委員会

## 令和6年駒ヶ根市教育委員会 第6回定例会議事日程

告示年月日 令和6年5月17日（金曜日）

開催年月日 令和6年5月30日（木曜日）

開催場所 駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室

開会時刻 午後1時58分

閉会時刻 午後3時08分

- 1 開会
- 2 教育長報告
- 3 事業報告及び事業計画
  - ・ 定例会教育委員会 6月25日（火）14時～駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件
  - 議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について
  - 議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について
  - 議案第3号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について
  - 議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
  - 議案第5号 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について
  - 議案第6号 補正予算について
  - 議案第7号 教育委員会表彰内規の改正について
  - 議案第8号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について
- 5 協議事項
  - （1）駒ヶ根市こども計画（仮称）の策定について
  - （2）総合教育会議について
- 6 報告事項
  - （1）行事共催等承認申請の専決処分について
- 7 その他
  - （1）令和6年度子育てサポーター養成講座について
- 8 閉会

## 出席者

教 育 長	本 多 俊 夫
教育長職務代理者	福 澤 惣 一
委 員	唐 澤 浩
委 員	山 田 恵 美

## 欠席者

委 員	木 下 健 一
-----	---------

## 委員以外で会議に出席した者

教育次長	赤 羽 知 道
子ども課長	水 野 毅
社会教育課長	木 下 岳 士
学校教育係長	塩 澤 俊 昭
子育て家庭教育係長	菅 沼 洋 平
教育総務係長	倉 田 さおり
教育総務係	宮 澤 朋 子

傍聴：1人（うち報道機関1人：長野日报社）

# 会議のてんまつ

## 議事日程記載のとおり

午後1時58分 開会

### 1 開会

○本多教育長 改めまして、こんにちは。(一同「こんにちは」)

ちょうど時間になりますので、ただいまから令和6年駒ヶ根市教育委員会第6回定例会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

### 2 教育長報告

○本多教育長 「明らみて 一方暗し 梅雨の空」

まだ梅雨ではないのですけれども、高浜虚子がこんな歌を歌っています。視点を変えるとまだまだ暗い部分があるぞと、一方は明らんでいるけれども一方は暗いじゃないかと、そんなことでよく引き合いに出される句だというふうに言われております。視点を変えるというあたり、物事には表裏があるように、人の世も表裏一体であることを肝に銘じたいなという思いで載せさせていただきます。

「先達の教え1」のところに「人類の未来を拓くがん治療への挑戦」とございます。

簡単に申しますと、今までも今現在もがんの3大治療とよく言われている外科手術と抗がん剤と放射線、これは敵も散らすけれども味方も殺しちゃうというようなことです。

それで、第4の治療である新薬のオプジーボが開発されたのですけれども、この薬は、味方は増やしたけれども敵は減らせないというような結果になったようです。

しかし、そこへ加えて第5の治療で光免疫療法というのが考えられたということで、これは敵を減らして味方を増やすということで、画期的だというふうに言われております。

これはアメリカ国立衛生研究所の小林久隆という方が言われていたことなのですからけれども、そのように光免疫療法を考える成功者には共通点があるぞということ。それは、謙虚さ、それから諦めが悪いということ、粘り強い、しつこい、強固な執念を持っていると、でも最後には柔軟に対処するということでした。

教育の現場の教員たちにもとても大事なことかなというような思いで書かせていただきました。

下から3行目のところに「たとえ実験で自分が望む結果が出なくても、それは失敗ではない。成功へ至るのに必要なプロセスである。」とあります。このことを大事にしたいなというような思いで、学校現場や教育委員会等々への応援歌のつもりでここへ書かせていただきました。

次のページへ行っていただきまして、「先達の教え2」の「二十代をどう生きるか」「いまを生きる」と「考えさせられたこと」はお読みいただいて……。あ、「考えさせられたこと」をちょっとだけお話しします。

なぜ大谷翔平選手はあんなに立派なのかということで、社会教育家の田中真澄さんは心構えがしっかりしているということをおっしゃいました。心という資源は心構えが備わってこそ力になるのだと、大谷選手の場合には心構えをつくる日々の行動と考え方の習慣がきちんとしているのだと、そんなようなことを分析しておられました。ああなるほどという思いであります。

最後でございますけれども、「ちょっと立ち止まって」の「内から育つ」姿を求めてです。

4月下旬でございました。小学校で陸上の朝練習をやっておりまして、聞くともなしにいましたが、こんな声が聞こえてきました。先生が走っている子どもに向かって「そこで切り替えなきゃ」と言ったら、児童は「切り替えてるわ」というふうに応酬しました。児童は隣の子と顔を見合わせてにやっと笑っていたのですが、先生は「おい、ちゃんと俺の言うことを聞けや」と言うので何でもなく、ただ過ぎていきました。先生はいろんな子どもたちを見ているので意に介さず進めていくわけです。

その子は切替えができていなかったから先生は指摘したのだろうが、子どもはできていると勘違いしているのか、あるいは思うようにいなくてじれていていいのか、それはよく分かりませんが、こういうところでこうしたちょっとマイナスっぽいコミュニケーションが続いていく中で、時として両者が衝突したり爆発したりするのではないかなと思いました。

ほかの先生方もいたのだけれども、それぞれ担当もあろうかと思いますが、やっぱりこういうところを第三者的な立場で冷静に見ていただいてアドバイスいただければいいかなというふうに、ちょっと欲目で思いましたけれども、放っておいたらこの子は内から育てなくなってしまうかなというふうに思います。

いつもここへはいいところばかり書くわけですが、こういうところをこうすればうまくなりそうだということをここへ書いたつもりでございます。

今日も盛りだくさんであります、よろしく願いいたします。

## 5 協議事項

### (1) 駒ヶ根市こども計画（仮称）の策定について

○本多教育長 それでは、3番4番はちょっと飛ばしまして、次長はちょっとこの後どうしても別の会議へ出なきゃいけないものですから、5番の協議事項を早めに済ませたいと思いますので、よろしく願いします。

駒ヶ根市こども計画——これは仮称ですが——策定について、お願いいたします。

○菅沼子ども家庭教育係長 よろしく願いします。

ページは23ページをお開きください。右上のほうにあります「協議（1）」となります。

6月4日の市議会のほうに提出する資料となっております。

表題のとおり、駒ヶ根市こども計画——仮称であります——策定についてということで御説明いたします。

四角の中に概要が書いてございます。

令和5年4月1日に施行された子ども基本法第10条において、国が策定するこども大綱を踏まえて県もこども計画を策定して、今度は市町村もこども計画を策定するように努力義務が課せられております。

欄外になります。

こども大綱ですが、こども基本法の令和5年4月1日施行に当たり、国のほうは令和5年12月22日——年末に正式にこども大綱というものが閣議決定されたため、基となるこども大綱が決定いたしました。

その下に「駒ヶ根市の計画」とあります。

現在、駒ヶ根市では、令和5年・6年の2年にわたりまして第3期駒ヶ根市子ども・子育て支

援事業計画というものを策定しておりますが、今回、この計画の中に子どもや若者に関する計画を含めることで国が定める市町村のこども計画とすることができることとなりました。

今策定している子ども・子育て支援事業計画に追加して子どもや若者に対する部分の施策を組み入れることで、努力義務である市町村のこども計画ができるようになったということです。

真ん中辺の表を見ていただくと、大枠で囲っている部分が駒ヶ根市こども計画の相図になります。

太枠四角の中の角丸四角の部分が第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画ということで、現在策定中であります。この中では市町村の子どもの貧困対策施策や少子化に関する施策、次世代育成支援計画を含めての支援事業計画となっておりますが、ここに子ども・若者育成支援推進施策を加えることで駒ヶ根市のこども計画とすることができるということになりました。

最後に今回の計画の変更ですけれども、今回、上の図の一番太い枠の四角で囲ってある部分の若者の部分についてアンケート調査、ニーズ調査を行い、今進めておる子ども・子育て支援事業計画を駒ヶ根市こども計画に一本化を図ることを提案させていただくものであります。

今回こども計画を今年度中に策定することによりまして、今後子どもに関する事業を実施する際には交付税措置のある子ども・子育て支援事業債を活用できることとなります。

説明は以上であります。

**○本多教育長** 駒ヶ根市こども計画、これは仮称でございますけれども、策定についての説明がございましたが、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

**○唐澤委員** 若者の定義が39歳までとなっているのですけれども、これはちょっと違和感があるのですが、何か理由があるのですか。

**○菅沼子ども家庭教育係長** 年齢の定義はございません。

実際に若者と言われることとしては、20代30代の若者ということがいろんなところで出てきます。

それで、30代の何歳までというところもなく、我々も25歳とかという検討をしたのですけれども、他市町村等々の事例を踏まえても、やっぱり39歳までという形でアンケートを実施するところが多いので、20代30代の若者という定義に合わせて39歳までという形です。

アンケートを多く取ったほうが調査としては有効なので39歳とさせていただいております。

**○唐澤委員** 分かりました。

**○本多教育長** これはちょっとずさんじゃないかというようなことも思いますけれども、国の若者の定義としては20代30代というのがあるようです。

よろしいでしょうか。

**○唐澤委員** はい。

**○本多教育長** ほかにいかがでしょうか。

ちょっと言い訳っぽいですけれども、今説明のあった一番上の囲みのすぐ下に「令和5年12月22日」とありまして、本当に昨年暮れになって突然の閣議決定というようなことで、もうちょっと早めに出るはずのものだったのですが、国が本当に遅れたものですから、各市町村は本当に困っちゃっているところと何もやっていないようなところもあるやに聞いております。

駒ヶ根市は粛々と進めているところに子どもと若者の育成支援推進施策をプラスしてこども計画に代えるということでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ありがとうございます。

## （２）総合教育会議について

○本多教育長 それでは、続きまして総合教育会議について、お願いします。

○赤羽教育次長 24ページからお願いいたします。

総合教育会議でございますが、今年度もまた市長部局との意見交換を主にしました会議を実施したいというふうに思っております。

まず日程でございますけれども、今市長部局のほうと調整をしております、現在は7月24日に開催したいというふうに計画しております。

また正式には通知を出させていただきますけれども、24日の14時30分から定例教育委員会を行い、その後16時から総合教育会議という運びで計画をしておりますので、御予定のほうをお願いいたします。

資料のほうにあります総合教育会議ですが、こういった内容で進めていくということです。

毎年、それぞれの教育委員の委員さん方には、テーマというか、市長部局との意見交換・調整するテーマをお決めいただいて、それに沿って内容を詰めていくと方法を取っておりますので、今年もまたそれぞれの委員さんごとにテーマをお願いしたいということでございます。

29ページになります。

ここに総合教育会議の過去の協議事項ということで載せてございます。予算や3か年実施計画のこと、あるいはICTの活用等々が過去にはあったところです。

真ん中から下のほうになりますけれども、括弧して「令和4年度」とありますけれども、おとしは子育て全力応援の状況、それからヤングケアラーについて、部活動の地域移行についてがテーマでした。

そして、昨年度は学校トイレの洋式化についてと人権教育について、それから不登校の状況、保育園の整備についてという状況でありました。

本年度は皆さんそれぞれどのようなテーマで意見調整等々をしていくのかというところであります。

ちょっとお戻りいただいて恐縮ですが、25ページに「総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例」とあります。これは全国的なものの中から抜粋したものであります。

「1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、」ということで掲載してあります。

学校等の施設の整備、教職員の定数等、あるいは予算の編成や執行権限等がございます。それから、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年の健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連動した総合的な放課後対策や子育て支援というようなものが具体的な例としては挙げられております。

当市のいろいろな個別施策に当てはまらないものもありますので、またそれぞれ委員さんから御意見を伺いながら進めていければなというふうに思っております。

なお、今日が5月の定例会で、たしか6月も月末のほうでしたよね。6月25日が次回の定例

教育委員会ですので、どんなテーマを委員さんとして持ちたい、あるいは持ったほうがいいのかというものがあれば、今日ある程度お聞きしておいて、また資料やなんかを提供させていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

具体的には、昨年度は子育て全力応援を話題にしたということでありましたけれども、こちらの事業については、一応、令和5年度で一回全事業を見直して、それで、第2期といいますか、パート2がこの4月から始まっておるということであります。

学校教育関連で大きな課題的なものを言うと、不登校支援対策、あるいは――あ、不登校は去年出されていましてね。まあ、毎年でもいいかと思えます。あとは子育て支援関連などですかね。

社会教育課の分野でいくと、文化財のこと、あとは国民スポーツ大会のことなんかは今大きく動いております。

あと、部活動の地域移行は令和4年度にも出されておりますけれども、ちょっと今年度は進みまして、さらにいろいろ協議を進めていこうということで、地域移行の協議会を設立して駒ヶ根モデルをつくっていこうという話になっていますので、そういう部活動関係のこともあるかと思えます。

**○本多教育長** 過去に1回出たからといって、もうそれは話題にしないということではなくて、その後どうなっているかとか、さらに重ねてお聞きしてもいいかと思えます。

あと、今話が出ました部活動の地域移行の関係ですけれども、協議会にするに当たって事前に打合せなんかをちょっとずつやる中で、教育委員会と学校だけでは対応できっこないというような話も出ていて、市長部局であるだとか地域の企業やなんか協力してもらわなきゃいけないことも出てくるのではないかというような話題なんかも出てきております。

そんなようなところをさらに深くというようなお考えがあれば、それも一つに入れていただいでいいかなと思えます。

**○福澤教育長職務代理人** 教育条件の整備ということに関しては、やっぱり市費で60人くらいだったっけね。

**○本多教育長** そうですね。

**○福澤教育長職務代理人** だから、それには相当の予算がかかっているわけだ。それがどんどん増えていっちゃ困るし、何とか対策してもらわないといけないね。

特に人材不足ということもあるから、ここは県でもしっかり見てもらわないといけないけれども、そこは県へ持ち上げてもらいたい。市費の負担がだんだん増えていくようなことじゃ困ると思うのよね。そこら辺の危機感を持って何とか対策を打っていかないと大変なことになるのではないかなというような気がします。

それと、あとは、未満児の待機児童が今年から出たということで、それについても、やっぱり保育要望は多くなっておるわけですがけれども、質的なことだとか、そういうことも含めてどういうふうにやっていくかということも喫緊の課題だと思うのよね。

やりくりは一生懸命やっておるわけだが、今の状態でいくと自宅から遠いところまで子どもを連れていったりする、地元へ預けられない状況があれば遠くに回されるということで、地域で対応しているところもあるので、そこらの対策をしっかり考えていかないといけないと思えます。

まだこれからも増えるのかな。

○赤羽教育次長 保育園は保育士1人当たりの受持ち人数が変わってきますので……

○福澤教育長職務代理者 ああ、今度は増えてくるの。

○赤羽教育次長 減ります。

○福澤教育長職務代理者 減るのですか。減るということは職員がもっと要るということだね。

○赤羽教育次長 そうですね。今はそういう話になっているので、その辺がいろいろちょっと難しくなるかもしれません。

○福澤教育長職務代理者 そういった対策の仕方等、やっぱりそういうことは考えていかなきゃいけないのかなど、喫緊の課題としてはそんなことを感じております。

あとは、ウミガメプロジェクトというので地元に戻ってくる施策を、何ていうかな、やっぱり郷土愛教育というようなこと、郷土を愛するような教育をしていかないとそういうのは生まれてこないのではないかと思います。高校になってからそれをやってもちょっと遅いのかなという気がします。小中学校で何とか取り組めればいいのだけれども。

○本多教育長 唐澤委員さん、どうでしょうか。

○唐澤委員 十二天の森は——活用検討委員会が終わってからだと思いますけれども——やっぱり市長も十二天の森のすぐ際に住んでいるわけですし、どのような思いでいるのかということをお聞きしたいです。今まであまり聞いたことがないので、どういう森にしたいのかということをお話してみたいと思います。

いずれにしても今のままじゃまずいと思います。せつかくある市の財産なので、もっと多くの市民が関わって活用できるようにしていくということで、どのようにしたいかということをお聞きしたいと思います。お金がないお金がないじゃあれだけど、人を募ってやってもらえばできることもあると思いますので。

そんなような内容と、あと、去年は、人権的教育というか、包括的性教育を市でも取り入れていったらどうかということをお聞きしたいのですが、そのことについてももう一回お話ししたいなと思います。

○本多教育長 山田委員さん、いかがでしょうか。

○山田委員 ちょっと自分に近いところで気になっているところは部活動の地域移行のところですかね。

私はホッケーに携わっているのですが、部活指導員としてホッケーのほうの休日部活の受皿になってもう2年目になるのですが、ほかのスポーツ団体のほうからは、じゃあどうしようとか、そういった声もなかなか聞こえてこないですし、逆に言えば、多分、市町村のほうとしてもどうしていったらいいのかというのが見えないのではないかと思います。そこがなかなかうまくすり合っていないような気もしています。ですから、市長さんとしてはどういうふうにご検討いただいているのかお聞きしたいです。

これってスポーツだけの問題じゃないと思うのですよね、文化系の部活もそうなので。休日の部活だけじゃなくて、今後は平日部活もとなってきたときに、きっといつまでもずるずるこのままにしておけない問題だと思うので、ビジョン的にはどのようにお考えいただいているのかということはお聞きしたいなと思うところです。

あとは、去年、中学校で不登校ぎみだった子が高校へ行ったけれども退学してしまって、その後、ではどのような受皿がありますかという話をしたときに、福祉のほうにもそういう受皿

があるけれども、高校生になると学校からというパイプはなくなってしまうので、自分から言ってもらわないと、家庭から言ってもらわないと分からないという返答があったのを記憶しています。

それで、今年ちょうど若者相談室ができたこともあるので、どんなような運用状況なのか、どんなような声が上がってきているのかということをお聞きできたらなと思います。

○赤羽教育次長 ありがとうございます。

それでは、今出していただいたものと、それから木下委員さんにもお聞きして、次回の定例教育委員会ของときにもんでいただけるように、出た項目についての資料やなんかをお示しして協議していただくように進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○本多教育長 そんな方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

積極的に御意見を出していただきましてありがとうございます。

以上で協議事項は終了いたします。

### 3 事業報告及び事業計画

○本多教育長 続いて3番の事業報告及び事業計画をお願いいたします。

〔赤羽教育次長 事業報告及び事業計画資料により説明〕

○本多教育長 次回の定例教育委員会は6月25日ということで、先ほどの総合教育会議のことはここで検討するということでありました。

報告並びに事業計画について御意見、御質問等がありましたらお願いします。

赤羽教育次長、御苦勞さまでした。

〔赤羽教育次長退場〕

○本多教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 御予定に入れていただいて、よろしくお願ひいたします。

### 4 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について

議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について

議案第3号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について

議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第5号 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

○本多教育長 続きまして4番の審議案件のほうに移ります。

議案第1号から議案第8号まででございますけれども、第1号から第5号までは任命、委嘱等でございますので、一気に説明した後に御質問等を出していただいて、その後で第6・7・8号へと進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命についてからお願いします。

○首沼子ども家庭教育係長 5ページをお開きください。

議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命についてでございます。

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき駒ヶ根市子ども・子育て会議委員を任命

するものであります。

下の一覧表の方々を任命する予定でございます。

太字で書いてある部分については新任、再任を含むとしております。

こちらは先ほどお話しした子ども・子育て支援事業計画の審議委員を兼ねておりまして、5年6年とやっておりますので、皆様に御協力いただいて、なるべく再任させていただきたいということで了解を得ております。PTAに関する方たちは年度更新になりますので新しい方がいますが、その他の方はほとんどの方が再任となっております。

右側の6ページにつきましては、職員の人事異動で変更になったものが太字で表記されております。

任命年月日は令和6年4月1日、任期につきましては令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

**○本多教育長** 続けて議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について、お願いします。

**○木下社会教育課長** それでは、議案第2号、7ページのほうを御覧ください。

駒ヶ根市図書館協議会委員の任命についてお願いいたします。

図書館法第14条及び駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定によりまして駒ヶ根市図書館協議会委員に任命したいとするものです。

お名前については横山絵里さん、小学校の校長先生で、校長会のほうからの推挙によって毎年任命されるものでありますけれども、1名、中沢小学校の校長先生が転任により交代となるものであります。

任命年月日につきましては、協議会の開催される令和6年6月7日からということで、任期につきましては前任者の残任期間ということで令和7年3月31日までとするものであります。

以上であります。

**○本多教育長** 続きまして議案第3号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について、お願いいたします。

**○木下社会教育課長** それでは、8ページ、議案第3号になります。名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱についてです。

名勝光前寺庭園整備活用委員会設置要綱によりまして名勝光前寺庭園整備活用委員会委員を委嘱したいとするものでありますけれども、今回は任期満了に伴うもので、委員の全員の方の改選という形になります。

御覧いただいている方10名のうち8名の方が再任ですが、光前寺の副総代と会計の方——氣賀澤厚典さんと北村政幸さんが替わって、新たに委嘱をするということになります。

委嘱年月日につきましては令和6年4月1日、任期については令和6年4月1日から2年間の任期でございます。

以上です。

**○本多教育長** 続きまして議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、お願いします。

**○木下社会教育課長** 9ページ、議案第4号になります。駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてでございますが、スポーツ基本法第31条並びに駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条

の規定によりましてスポーツ推進審議会委員に委嘱をしたいとするものでありますが、南信教育事務所の生涯学習課、長野県観光スポーツ部スポーツ振興課の県職員の指導主事の先生であります。4月1日人事異動によりまして交代となり、新たに大嶋信一郎さんに委嘱するというものであります。

委嘱年月日は令和6年4月1日、任期は前任者の残任期間であります。令和6年4月1日から1年間、令和7年3月31日までということになります。

以上でございます。

**○本多教育長** 続きまして議案第5号 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について、お願いします。

**○塩澤学校教育係長** 10ページを御覧ください。

議案第5号 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命についてになります。

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき任命するものであります。

1番が氏名等になりますが、10ページから11ページにかけての方々になります。昭和伊南総合病院の鈴木医師をはじめ、市内小中学校の校長先生、市内の保育園・幼稚園園長先生方、11ページに行きまして市の関係職員になります。

この中で今回から新たに新規で加わった方がおまして、11ページの上から2番目、JOC Aのほうで開園しましたJ's保育園駒ヶ根の林駿佑さんと、上から4番目、福祉課の米村由布子さん、こちらが新たに任命した方になります。

そのほかの方の中にも人事異動に関して交代している方々もいらっしゃいます。

任命年月日につきましては令和6年4月1日、任期につきましては令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年になります。

この4月から新たに替わられた方につきましては前任者の残任期間を担っていただくことになります。

以上になります。

**○本多教育長** ありがとうございます。

それでは、5ページのほうにちょっと戻っていただきまして、駒ヶ根市子ども・子育て会議員の任命について御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

**○本多教育長** お認めいただける委員さんは挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**○本多教育長** ありがとうございます。

それでは、次に議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○本多教育長** このように替わるということでございます。よろしいでしょうか。

お認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**○本多教育長** ありがとうございます。

続きまして議案第3号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱についてでございます。

新たに2人が加わったということでございます。  
御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 よろしいですか。

お認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

続きまして議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○福澤教育長職務代理者 この委員は1人ですか。

○木下社会教育課長 このほかに委員さんは数名いるのですが、交代の方のみ載せてあります。

県の指導主事の先生が今年度替わられたということで、この方だけ前任者の残任期間を委嘱するというところでございます。

○本多教育長 すみません。細かいことだけれども、所属等のところにあるけれども、南信教育事務所生涯学習課駐在、駐在ですか。

○木下社会教育課長 はい。

○本多教育長 そういう肩書なのだね。

○木下社会教育課長 そうです。県の部局がスポーツ推進のほうへ移ったものですから……

○本多教育長 ああ、そういう形になるのか。

○木下社会教育課長 生涯学習課駐在という形だそうです。

○本多教育長 指導主事が交代になったということですが、よろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは、お認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

続きまして議案第5号 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

新たにJ's 保育園と社会福祉士さんが加わったということでございます。

あとは、私は他市町村での経験もあるのですが、ほかの市町村は代表が出ていておりますので、全部の校長先生や園長先生が出てくるというのは駒ヶ根市らしいなというように思い、ありがたいことだなというように思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 お認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

## 議案第6号 補正予算について

○本多教育長 それでは続きまして議案第6号 補正予算について、お願いいたします。

○菅沼子ども家庭教育係長 そうしましたら、議案第6号、12ページをお開きください。

令和6年度一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

先ほどお話しした子ども・子育て支援事業計画からこども計画に変更するに当たりまして新たなアンケート調査等が必要になります。その部分について補正を行うものであります。

内容につきましてはこども計画の策定。

こども基本法に基づく計画策定に係る経費を補正しますということで、委託料としまして補正額297万円となります。

全額を一般財源で賄うこととなりますので、こちらのほうを提案していきます。

以上であります。

○本多教育長 13・14ページの説明はよろしいですか。

○菅沼子ども家庭教育係長 こちらは参考までに御覧ください。

○本多教育長 令和6年度の一般会計補正予算、歳出の主なところはこども計画の策定についてということで説明がありました。

次の13・14ページは、歳入と特別会計の補正と繰越明許費計算書ということでございますのでお目通しいただきたいと思いますが、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

——よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 お認めいただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

## 議案第7号 教育委員会表彰内規の改正について

○本多教育長 続きまして議案第7号 教育委員会表彰内規の改正について、お願いいたします。

○倉田教育総務係長 15ページ16ページ17ページになります。お願いします。

こちらは駒ヶ根市教育委員会表彰内規の一部改正についてになります。

まず、16ページにあるものがもともとあった内規です。

15ページの下の方の一番下のところ、教育振興功績者というものを追加したいと考えております。

なぜかといいますと、現在、市の教育委員会事業に御尽力いただいている方で現在の16ページにある内規では対象とならない方を表彰していきたいということがありまして、15ページの別表1の「教育振興功績者」「その他教育委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者」というものを追加したいと考えています。

それで、17ページについては、もともとあった16ページに15ページの下の方の者を追加したいということが書いてあるものになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○本多教育長 新たに教育振興に功績のある方を認めるべきではないかと、表彰するべきではないかということで内規の改正ということでございますが、御意見、御質問等ありましたらお願い

いたします。

○倉田教育総務係長 すみません、追加でお願いします。

この内規の一部改正については令和6年6月1日から適用としたいと考えています。

○福澤教育長職務代理者 明後日からですね。

○倉田教育総務係長 そうです。お願いいたします。

○本多教育長 特にございませんでしょうか。

○唐澤委員 一番下に追加する件については賛成ですけれども、普段から表彰というのはされているのですか、ちょっと具体的に聞いたことがないのですけれども。

○倉田教育総務係長 あ、そうですね。ここ数年は休止されておりまして。ちょっとすみません、いつからかははっきり覚えていないのですが、休止されていて、本来であればちゃんと表彰を続けていかなければいけないということで、復活というか、しっかり考えていかなければいけないなど考えています。

○本多教育長 コロナ禍があったからということではなくて、ちょっとしばらくなかったということなのですね。

○倉田教育総務係長 そうですね。

○本多教育長 見えないところで執行に御協力いただいている方を表彰すべきじゃないかという声が上がって、そういえば昔——昔なんていう言い方はあれですけれども、しっかりと日付を言えなくて申し訳ありませんが、改めて内規を見直してお認めいただくことがいいのではないかとということであります。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは、議案第7号をお認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

## 議案第8号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

○本多教育長 最後に議案第8号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について、お願いします。

○倉田教育総務係長 これは例年行っていると思うのですが、多分去年も定例教育委員会でお願した件だと思うのですが、「県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて」ということで、すみません、18ページから始まるのですが、22ページ……

○本多教育長 これは私のほうで説明します。

○倉田教育総務係長 よろしいですか。

○本多教育長 はい。

例年行っておるところでございます。

人事に関する了解事項の取り交わしということで、きちんと教育委員さんたちの目にも触れさせて、それでよければ県のほうへ連絡せよということでございます。

19ページの了解事項のところは、特に変わっているところはございませんけれども、例えば

教職員の任免、その他の進退について、例えば校長の任免、その他の進退については「市町村の実情を勘案し全県的な立場に立って、県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。」等々、あとは副校長、教頭、教職員、教員ということで書かれております。

それで、2番の令和7年度の教職員人事異動の基本方針につきましては、この後、扱いたいと思いますけれども、「長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。」ということでございます。

3番につきましては、この後、扱いたいと思います。

4番の人事の仕組みの検討や5番の人事異動方針の見直しについては、そこにあるとおり、多角的に検討、また適宜見直しを行うということで、御了解をいただければということで盛られておるものでございます。

続きまして覚書でございます。21ページまでつながったものでございますが、ちょっとだけ丁寧に説明したいと思います。ちょっと量が多いですので早口で読みます。

1番の教職員の人事につきましては、秘密の厳守、もちろんでございます。

校長については、市町村教育委員会と県教育委員会が連絡の上、異動原案を作成するということです。

副校長のほうは飛ばします。

(3)の教頭につきましては、昇任も含めて県教育委員会と市町村教育委員会が連絡の上、校長の意見を尊重して異動原案を作成するということです。

いずれにしても県教育委員会のほうで異動原案を作成するものであります。

(4)の教員につきましては、「ア これを校長に立案させることが望ましい。」という一文がございます。

そして、イ 校長は市町村教育委員会、県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は、校長が立案したものを踏まえて内申書を作成し、県教育委員会へ提出するということです。

それから、目安は8年ということになっておりますが、長期在職者の異動は校長の意見を尊重して県教育委員会、市町村教育委員会が連絡を密にして適切に対応するということです。

(5)の新規の採用につきましては、市町村教育委員会は県教育長が選考した適任者を内申するという形を取っております。

2番の連絡の方法につきましては、担当主幹指導主事が中心になって行うということが書かれております。

次のページに行ってくださいまして、(2)の特に連絡する機会というのは、10月から2月までの間に担当主幹指導主事と私どもの個々面談による連絡の機会がございます。その際の出席は原則として教育長とするということになっておりますが、駒ヶ根市では職務代理さんにも一緒に出席していただいております。

3番、令和7年度の人事異動は2月中旬を目途として異動原案の作成を完了し、4番、3月中旬には最終決定と、そのようなことで進めたいということです。

これを覚書として提案するので御検討をお願いしますということでございます。

大きな変更等は行われておりません。

御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

了解事項のほうはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは覚書のほうはどうでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 例年しっかりと見ていただいておりますので、特になければ、お認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

以上で予定した審議案件のほうは終了したいと思います。

## 6 報告事項

### (1) 行事共催等承認申請の専決処分について

○本多教育長 続きまして報告事項に移ります。

行事共催等承認申請の専決処分について、お願いします。

○宮澤教育総務係 30ページを御覧ください。

申請は10件で、共催が2件、後援が8件の申請でございました。

承認が9件、協議中が1件でございます。

うち新規は4件です。

新規の行事の説明をいたします。

受付番号6-023「集まれ！シューティングかくれんぼの森」は、森で五感を働かせて自然の中で近代的なかくれんぼを行うというものです。鬼は安全な光線銃を用い、隠れる人は受信機を装着します。森林に親しみを感じることを目的としているそうです。

6-029「子どもと親の居場所」、こちらは、保育園や学校へ行きづらい、あるいは行けていない子どもとその保護者が自分の好きなことをしたり体を動かしたりし、安心して楽しく過ごす居場所を目指しているそうです。

次の6-030「令和6年度パネル展及び里親制度説明会」は新規でございますが、令和5年度に「里親制度と考える地域の子育て支援フォーラム」を後援しています。

里親制度と里親家庭の生活の様子を周知するためのパネル展と制度の理解、養育里親の開拓を目指すことを目的として説明会を開催するそうです。

次の6-032「第67回信濃のうたごえ祭典 in 駒ヶ根」は新規でございますが、平成29年度に「平和音楽祭」を後援しています。

今回の予算書を見ると参加費による収入がしっかりあるので、減免の必要はなさそうです。

また、サークルの発表のテーマは、平和、戦争反対などの思いで活動をしています。

ちなみに、先ほど申しました「平和音楽会」なのですが、昨年度は伊那市で市と教育委員会が後援を承認しています。駒ヶ根市は平成29年度に市と教育委員会がともに承認しています。

今回申請していただいた行事と同じ「信濃うたごえ祭典」は、令和元年に松本市のほうで市と教育委員会がともに承認していて、令和3年の上田市、令和5年度の長野市は申請を受けていないそうです。

今回の「信濃うたごえ祭典」なのですけれども、駒ヶ根市のほうにも後援申請がありました。対応をそろえたいということでしたので、後援してもよろしいか皆さんにお伺いいたします。

それと、前回定例会で協議中であるとお伝えした「令和6年駒ヶ根市小学生相撲大会」ですが、コロナ禍以前の大会と今回申請の大会は事務局が異なるので大会名を「令和6年駒ヶ根小学生相撲大会」に改め、事務局も市役所にはないことをチラシに明記してもらうようにして承認となりました。

チラシは昨日学校のほうに届いていると思います。別途通知を添えたのですけれども、学校のほうの対応は、特に対応していただかなくても大丈夫ですと、お問合せは事務局のほうにお願いしますというふうにお伝えしてあります。

以上です。

**○本多教育長** 本来は専決承認の報告事項なのですが、最後の「信濃うたごえ祭典」のところだけ、市と歩調をそろえるとか、そういうようなことがありましたので、協議中ということで今説明がありました。

最初に相撲大会のことですけれども、相撲大会復活というような、そういう触れ込みでいくと、前と全く同じかよということで、全部保護者が送り迎えしたりし、そのために学校は時間を割いて毎日毎日練習をしなければということで、そういうことは一切ないということで、今その確認の説明がありました。学校等に負担はございません。保護者の責任で送り迎えするというようなことで後援ということになっておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

6—032についてちょっと御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

昔、新聞紙上で報じられた親守何たらかたらというのが大変有名になって、ここでもちょっと話題になったのですが、そんなようなこともあるので、何でもかんでもオーケーというのではなくて、慎重にしなければいけないということで学習したかに記憶しております。

ちなみに、市のほうは何か言っているのですか。同じする、そろえる、教育委員会で検討せよですか。市は何と言っていましたか。

**○宮澤教育総務係** 定例委員会のほうで今回扱った際に皆様の御意見を伺って、もしどういうふうにするかということが決まれば伝えてほしいということでした。

**○唐澤委員** 懸案なのは政治的な団体だからですか。

**○宮澤教育総務係** そうですね。歌っている曲、発表している曲などは「日本国憲法第9条」という曲だとか「キエフの鳥の歌」というのを歌っていらっしゃいます。

あとは、フェイスブック等々を見せていただいたときに戦争に対する思いというのを書いていらっしゃるのが見られたので、どうしたらよろしいかと思いました。

**○本多教育長** 私のほうで言った以前の親守何とかかかとかいうのは、特に思想信条が極端に絡んでいるようなことで、長野県中の市町村やなんかが本当に審議を慎重に行ったということがありました。

戦争賛成なんていう人はいないと思うし、別にどんな歌を歌ってもいいのだけれども、特にそういうのがなければ……。

平成29年度だか30年度に承認しているのですよね。全く同じ団体なわけですか。

○宮澤教育総務係 そうです。

○本多教育長 うたごえサークルざざむしというのはここら辺のグループなのですよね。

○宮澤教育総務係 そうですね。

○本多教育長 「ざざむし」というくらいだから、駒ヶ根か伊那くらいだよ、全く分からないけれども。

報告事項だから、いつまでも長くやってもしょうがないですね。

「第67回信濃のうたごえ祭典 in 駒ヶ根」ということは、駒ヶ根で67回もやっていないのだけれども、これは持ち回りでやっているのですか。

○宮澤教育総務係 そうです。駒ヶ根市で開催するのは初めてということなのですが、別の会場で実施していて、過去には松本市だとか上田市だとか長野市、そういったところで実施しているということです。

○本多教育長 じゃあ来年は違う場所でやる可能性もあるわけだ。

○宮澤教育総務係 そうです。

○本多教育長 いかがですか。認めてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それじゃあ、教育委員会のほうでは承認でいいのではないかということですが、あとは市でも参考にして慎重に審議をしてくださいと言っておいてください。

○宮澤教育総務係 はい。承知しました。

○本多教育長 お願いします。

ありがとうございました。

## 7 その他

### (1) 令和6年度子育てサポーター養成講座について

○本多教育長 それではその他のほうに移ります。

令和6年度子育てサポーター養成講座について、お願いします。

○菅沼子ども家庭教育係長 そうしましたら31ページを御覧ください。

駒ヶ根市ファミリーサポートセンター——ファミサポと言われるものです。ここで毎年行っております子育てサポーター養成講座につきまして、来月——6月12日を第1回としまして、合計7回、7月24日まで開催する予定でおります。一応こちらの講座を受けていただいた方がお子さんの預かり、送迎等を行う、いわゆるサポート隊というふうに認定されるものであります。

まだ若干人数に空きがありますが、10名程度の予定をしておりますので、御承知いただければと思います。

ちなみに、32ページを見ていただきまして、今回養成講座を受けるのは下の四角の中の右下の方、協力会員と言われるサポーターになるための講座となっております。

よろしく願いいたします。

○本多教育長 これはお知らせということでもよろしいですか。

○菅沼子ども家庭教育係長 はい。

○本多教育長 特によろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 積極的な参加があればありがたいなと思います。

それでは、以上で予定した内容は終了しましたけれども、全体を通して何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 8 閉会

○本多教育長 ありがとうございました。

それでは、以上で令和6年駒ヶ根市教育委員会第6回定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後3時08分 閉会

---

駒ヶ根市教育委員会会議規則第25条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市教育委員会

教 育 長

\_\_\_\_\_

教育長職務代理者

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_